

小平市ふるさと納税払い チョイスPay加盟店募集要項

第1 目的

ふるさと納税制度を通じて、小平市（以下「市」という。）への寄附を促進するとともに、市の魅力発信及び地域産業の活性化を図るため、寄附を行った市外在住者に対して返礼品として贈呈する電子ポイントがチャージされる電子決済アプリ「ふるさと納税払い チョイスPay」（以下「チョイスPay」という。）が利用可能な店舗（以下「加盟店」という。）を募集します。

第2 加盟店の要件

加盟店は、次に掲げる全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 本社、支店、事業所、工場、店舗等が市の区域内にある法人、団体又は個人事業主であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 法令規則等を遵守した生産、製造、販売又はサービスの提供等を行っていること。
- (4) 小平市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業でないこと。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をしていないこと。
- (7) サービス提供事業者の場合、全国共通のサービス又はメニューのみを提供するナショナルチェーン店でないこと。
- (8) 処方箋薬局など税法が関係する商品を扱う店舗でないこと。
- (9) 店舗の商品構成に「第3 対象商品の要件」に該当する物以外の物が含まれる場合、要件に該当する物のみをチョイスPay決済の対象とする運用ができること。
- (10) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、使用する端末には、一定のセキュリティ対策を講じていること。また、市の委託事業者が提供するシステム（チョイスPay CMS）を利用できること。
- (11) 別に定めている以下の規約を確認し、同意していること。
 - ① 小平市ふるさと納税払い チョイスPay加盟店規約
 - ② ふるさと納税払い チョイスPay及び地域通貨システム利用規約

第3 対象商品の要件

加盟店がチョイスPay決済の対象として扱う商品は、次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 地場産品基準（平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定する総務大臣が定める基準※）及びその他総務省通知等の規定に適合するものであること。
- (2) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守していること。
- (3) 公序良俗に反するものでないこと。

※【地場産品基準】 平成31年総務省告示第179号第5条(令和5年6月27日改正)より抜粋
次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- ① 小平市内において生産されたものであること。
- ② 小平市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

- ③ 小平市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、東京都内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- ④ 小平市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- ⑤ 小平市の広報の目的で生産された小平市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から小平市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- ⑥ 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
- ⑦ 小平市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が小平市に相当程度関連性のあるものであること。

第4 申込方法

本事業への申込を希望する事業者は、次の応募書類を市へ提出してください。

提出方法は、電子メールとします。(容量の都合上、メールでの提出が困難な場合は御相談ください。)

<応募書類>

- (1) 小平市ふるさと納税払い チョイス P a y 加盟店登録申込書兼誓約書 (様式第 1 号)
- (2) ふるさと納税払い チョイス P a y 事業者登録シート (様式第 2 号)
- (3) 許認可の必要な業種の場合は、許可証の写し (保健所の営業許可証等)
- (4) 市税等の滞納がないことを証する書類 (取得可能な最新年度の納税証明書等、写し可)
法人の場合：法人市民税納税証明書
個人事業主の場合：市民税・都民税納税証明書又は非課税証明書
- (5) 店舗の外観・内観や提供するサービス内容が分かる写真 5 枚程度 (※チョイス P a y のアプリや市ホームページ等でも使用します。)

※ 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて小平市に登録がある場合は、(4)の資料の提出を省略することができます。

<問合せ先・提出先>

小平市 企画政策部 財政課

所在地：〒187-8701 東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話：042-346-9504 Fax：042-346-9513

Mail：zaisei@city.kodaira.lg.jp

小平市のキャラクターを新たに使用する場合は、事前に市までご相談ください。

小平市 地域振興部 産業振興課

電話：042-346-9581、042-346-9534

Mail：sangyoshinko@city.kodaira.lg.jp

※電話・窓口の受付時間：9時～17時 (土日祝、12/29～1/3を除く。)

第5 募集期間

随時（6月、11月から1月の間は繁忙期のため、審査等にお時間をいただく場合があります。）

第6 審査方法、審査結果

加盟店の登録の可否については、市が第2及び第3の要件に適合するかなどの観点から審査を行い、小平市ふるさと納税払い チョイスP a y加盟店登録承認・否認通知書（様式第3号）により事業者へ通知します。

第7 その他(登録後について)

- (1) 「小平市ふるさと納税払い チョイスP a y加盟店規約」及び「ふるさと納税払い チョイスP a y及び地域通貨システム利用規約」を遵守してください。
- (2) 商品やサービスに係る寄附者（寄附を検討している方を含む）からの問合せについては、加盟店が対応してください。
- (3) 商品やサービスの品質等に関する苦情等があった場合は、真摯な対応と解決に努めることとし、対応状況等について市へ速やかに報告してください。また、補償等に関して市は一切の責任を負いません。
- (4) 審査の結果、加盟店として登録された場合であっても、第2及び第3の要件を満たしていないことが判明した場合等は、登録を取り消すことがあります。
- (5) 加盟店登録の廃止を希望する場合は、廃止が希望する日の2か月前までに、小平市ふるさと納税払い チョイスP a y加盟店登録廃止申請書（様式第4号）を市へ提出してください。
- (6) 店舗等の写真、加盟店の名称及び連絡先などを市が委託するふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス）に掲載します。

●チョイスP a yやふるさと納税制度について、詳しくは下記ホームページも御参照ください。

[ふるさと納税払い チョイスP a y](https://choicepay.furusato-tax.jp/)

<https://choicepay.furusato-tax.jp/>

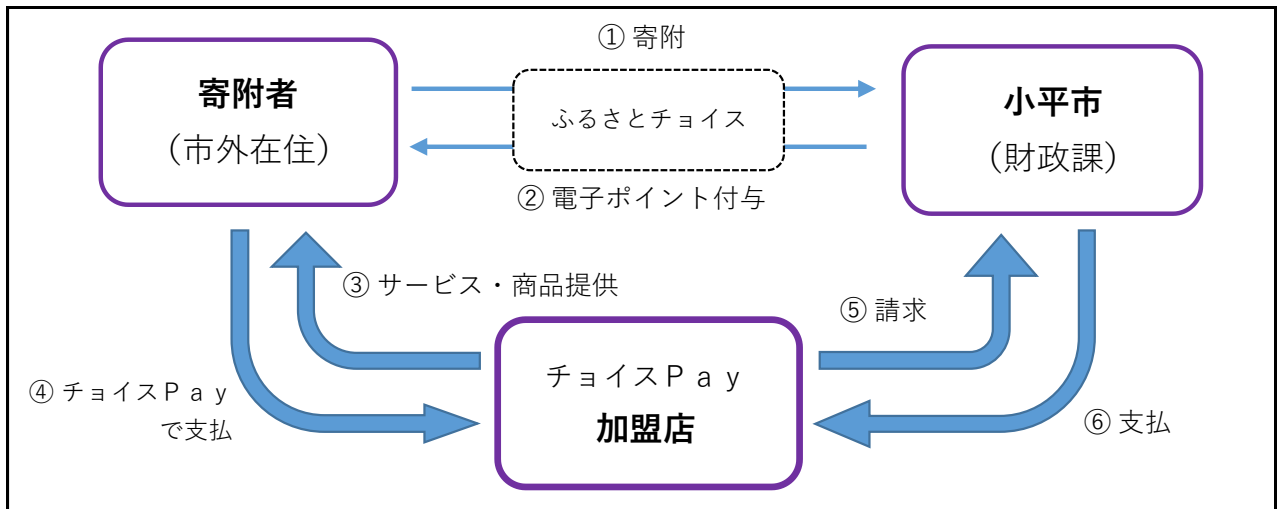
[総務省 ふるさと納税ポータルサイト（トップページ）](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

[総務省 ふるさと納税ポータルサイト（関連資料の掲載ページ）](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/

【参考】 チョイスPayの流れ



※⑤請求は、請求書（各月1日から末日までの1か月分をとりまとめたもの）を郵送または財政課窓口へ持参していただきます。